

## 第二、第三年度の審査の申出

資産の区分				申出の可否
土 地	前年度の賦課期日（1月1日）に所在した土地	前年度の価格が据え置かれている土地	特別の事情※ <sub>1</sub> があったため評価替えを行うべきである旨を申し立てる場合	○
			地価の下落があったため修正基準※ <sub>2</sub> に基づき価格の修正をすべき旨を申し立てる場合	○
			上記以外の場合	×
		分合筆など特別の事情※ <sub>1</sub> があったため評価替えが行われた土地		○
		地価の下落があったため修正基準※ <sub>2</sub> に基づき価格を修正した土地		○
	当年度に新たに固定資産税が課税された土地			○
家 屋	前年度の賦課期日（1月1日）に所在した家屋	前年度の価格が据え置かれている家屋	特別の事情※ <sub>1</sub> があったため評価替えを行うべきである旨を申し立てる場合	○
			上記以外の場合	×
		増改築、損壊など特別の事情※ <sub>1</sub> があったため評価替えが行われた家屋		○
	当年度に新たに固定資産税が課税された家屋			○
償却資産				○

※1 特別の事情

土地・・・分筆・合筆、土地の区画形質に著しい変化があった場合をいいます。周辺環境変化による地価の値上がり等は含まれません。

家屋・・・増改築、損壊など、その家屋の価値に大幅な増減を来した場合をいいます。簡単な修理・修繕等は含まれません。

※2 修正基準

土地の価格は原則3年間据え置くことが原則ですが、地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは、法に定める修正基準により、価格の修正を行うことができるとされています。

- ★ 令和3年度に「新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例」を適用したことにより、対象家屋の課税標準額が免税点未満となっていた納税義務者について、令和4年度に免税点未満を超えた場合は、審査の申出をすることができます。